

尾鷲市の都市計画関係規定について

区域・用途地域	都市計画区域	都市計画区域外（須賀利町、九鬼町、早田町、三木浦町、三木里町、名柄町、小脇町、古江町、梶賀町）、および山間部を除く区域
	未線引き	市内全域（市街化区域・市街化調整区域の指定なし）
	用途地域	指定なし（全域）
	防火・準防火地域	なし（ただし市内全域 法22条地域）
建蔽率、容積率	建蔽率	70%（三重県条例により角地の緩和あり）
	容積率	200% を限度とする ※ 全面道路幅員による基準（幅員×6/10）
斜線制限等	道路斜線制限	1：1.5 距離20m
	隣地斜線制限	1：2.5 立上り31m
	北側斜線制限	なし
	壁面後退	なし
	日影規制	なし
その他の地域・地区	臨港地区	港町、朝日町、林町、瀬木山町のうち県道より海側
	景観保護地区	熊野古道（各峠道のみ）沿線（→教育委員会へ）
公共下水道	市内全域なし、排水は合併浄化槽を経由し原則側溝放流とする	